一　区域計画の作成主体　関西圏国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　関西圏　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、特定非営利活動法人設立促進事業及び国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業

○内閣府告示第四百三十一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百二十六号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年十一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　新潟市国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　新潟市　革新的農業実践特区
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　農業法人経営多角化等促進事業、農地等効率的利用促進事業、地域農畜産物利用促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業及び課税の特例措置活用事業

○内閣府告示第四百三十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百四十四号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年十一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　愛知県国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　愛知県　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業　農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、地域農畜産物利用促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、民間事業者による公社管理道路運営事業、公立国際教育学校等管理事業及び特定非営利活動法人設立促進事業

○内閣府
財務省告示第九号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の二の規定に基づき主務大臣が定める小口の教育資金の貸付けに係る所得の金額の算定方法等を定める件（平成二十年内閣府財務省告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第一条第三項第三号中「以上」を「又は五人」に改め、同条同項に次の一号を加える。

四　扶養する子等の数が六人以上の場合　三百七十万円と扶養する子等の数から五を控除した数に百万円を乗じて得た金額との合計額

○内閣府
財務省告示第十号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十九条第二項の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫が業務に係る現金を預け入れるおそれができる金融機関として指定する件（昭和五十六年総理府大蔵省告示第二号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

「信用金庫」を「一　信用金庫　株式会社商工組合中央金庫」に改める。

○金融庁
財務省告示第六号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十四日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　岩城　光英
財務大臣　麻生　太郎

「ステート　ストリート　バンク　ルクセンブルグ　エスエー　ルクセンブルグ　アヴェニュー　四十九」を「ステート　ストリート　バンク　ルクセンブルグ　エスシーエー　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ジョン　エフ　ケネデ　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ　アヴェニュー　四十九　フ　ケネデ」に改める。

○法務省告示第六百十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年十二月十四日

法務大臣　岩城　光英

住所　神奈川県横須賀市日の出町３丁目14番地
翁小梅　昭和44年３月20日生

張麟伊　平成４年７月３日生

住所　東京都新宿区高田馬場２丁目１番１号
鄒菁　昭和59年８月22日生

馮天翼　平成26年９月５日生

住所　岐阜市南鶉４丁目53番地５
シアマック・ビックジェニイアズナベレ　昭和41年８月10日生

住所　新潟市東区上木戸４丁目２番27号
ラジェシュ・クマル・モトワニ　昭和55年３月４日生

モトワニ・アルシュ　平成25年５月11日生

住所　東京都千代田区神田小川町３丁目７番地
フェスコバ・スヴィトラナ・アナトリイヴナ
昭和56年９月21日生

住所　広島市西区井口明神１丁目14番24―1301号
アナヒタ・パラリ　平成元年１月15日生

住所　名古屋市名東区山の手３丁目604番地１
郭政良　昭和31年３月27日生

郭美美　昭和55年７月４日生

住所　埼玉県久喜市南栗橋２丁目６番地17
陳肇其　平成５年11月９日生

住所　千葉県山武郡九十九里町作田5616番地23
沈佳欣　昭和52年12月13日生

住所　大阪府羽曳野市羽曳が丘３丁目16番８号
左達宗　昭和56年１月16日生

住所　大阪市城東区鴫野西３丁目１番21号
金昌弘　昭和41年11月15日生

金礼子　昭和44年８月10日生

金千晶　平成７年11月25日生

金厚樹　平成10年５月29日生

金美里　平成12年２月４日生

住所　東京都練馬区関町北１丁目３番12号
李相齊　昭和56年12月25日生

住所　神戸市長田区一里山町１番２号
グェン・ティ・ハオ　昭和62年12月30日生

住所　愛知県岡崎市上里１丁目15番地４
金雅宣　昭和40年10月15日生

沈玉美　昭和44年４月10日生

金初美　平成５年２月５日生

金正実　平成８年１月18日生

金裕星　平成10年８月18日生

住所　神戸市中央区磯上通３丁目２番20―406号
崔沙耶花　昭和58年１月４日生

住所　大阪市旭区赤川２丁目２番３号
曺永姫　昭和39年１月２日生

金大聖　平成６年６月12日生

金大雅　平成７年９月30日生

金亜紀　平成12年12月４日生

韓由紀　平成19年６月25日生

住所　岐阜市福住町１丁目５番地１
金英　昭和42年３月31日生